

Lesson

57 相続時精算課税制度

3 その他のポイント

適用対象者

- ・親から子（代襲相続人である孫含む）への贈与のみ適用可能。
- ・贈与者である親の年齢が贈与した年の1月1日時点で**65歳以上**。ただし、「住宅取得等資金の贈与に係る相続時精算課税制度の特例」を適用する場合は親の年齢は不問。
(平成26年12月31日まで)
- ・受贈者である子は20歳以上

_____部分が改正点です。